

ぶんか

情報発信中

・ハーティーセンター秦荘 ☎0749-37-4110 休館日 月曜(祝日に当たる場合は翌日以降の平日)
 ・歴史文化博物館 ☎0749-37-4500 開館時間 10:00~17:00
 ・近江上布伝統産業会館 ☎0749-42-3246 休館日 月・火・祝日の翌日
 ・愛知川びんてまりの館 ☎0749-42-4114 開館時間 10:00~17:00
 休館日 月・祝日
 開館時間 10:00~18:00
 休館日 月・火・毎月最終水曜・祝日

びんてまりの館「ガイド養成講座」受講生募集!!

びんてまりの館を訪れた人にびん細工手まりの歴史や魅力を伝える「ガイド」の養成講座を開催します。講座修了後、団体の見学時や12月の恒例行事「びんてまり展」などでボランティアガイドとして活動いただく予定です。

【受講条件】下記条件をすべて満たす方

- ・愛荘町に在住、または在勤の18歳以上の方
- ・びん細工手まりや愛荘町の魅力発信に関心のある方
- ・令和3年度と令和4年度のすべての講座を受講できる方
- ・講座修了後、びんてまりの館ボランティアガイドとして活動できる方

【募集人数】5人(先着順)

【受講料】無料

【応募方法】愛知川図書館カウンター、または電話にてお申込みください。

※令和4年2月20日(日)締切

【講座内容】

●令和3年度の講座

びん細工手まりの作り方講座(2日間)
 日時:令和4年3月12日(土)・13日(日)
 10時15分~16時(昼休憩1時間)

びん細工手まりを知る第一歩として、作り方を学びます。作品はお持ち帰りいただけます。

●令和4年度の講座(8回を予定)

びん細工手まりの歴史や接遇講座、ガイドの練習など
 ※令和4年6月から令和5年3月まで、月1回程度
 ※主に第1日曜日、10時15分~12時15分の予定

☎・☎ 愛知川図書館・びんてまりの館 ☎0749-42-4114

企画展『伝統と愛を紡いで~まるくなかよくしあわせに~』 愛知中学校卒業展

日時:令和4年2月9日(水)~3月6日(日)
 10時~18時(最終日は13時まで)

休館日:月、火曜日、
 2月11日(金・祝)、2月23日(水・祝)

場所:びんてまりの館企画展示ギャラリー、
 視聴覚室

主催:愛知中学校、愛知川びんてまりの館、
 愛知川図書館

☎ びんてまりの館 ☎0749-42-4114

No.54

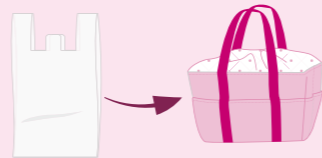
環境さわやか通信



ごみ減量に関する3つのお知らせです!

① マイバッグをご持参ください!

プラスチックごみ削減の一環として、令和2年7月1日からレジ袋が有料化されました。レジ袋削減のため、マイバッグの持参をお願いします。



② 食品ロス削減にご協力ください!

日本では年間約612万トンもの食品廃棄物が排出されており、毎日国民1人当たり、お茶碗1杯分ほど廃棄されています。必要な分だけ購入し、食品ロス削減にご協力をお願いします。

③ 生ごみ処理容器購入に補助金があります!

家庭から発生する生ごみの自家処理、ごみの減量と再資源化を推進するため、生ごみ処理容器ならびに処理機の購入経費の補助を行っています。ご利用の際は、くらし安全環境課で申請してください。

※申請後5年間は補助対象外になりますのでご注意ください。

☎ くらし安全環境課(愛知川庁舎) ☎0749-42-7699



みんなで
 ささえる

介護保険



~介護保険の保険料・利用料などは所得控除の対象になります~

介護保険料

令和3年1月1日から令和3年12月31日までに納付いただいた介護保険料は、令和3年分確定申告で社会保険料控除の対象になります。

◇65歳以上で特別徴収(年金からの天引き)の人

本人に限り控除を受けることができます。日本年金機構等から送付される「公的年金等の源泉徴収票」などで納付額を確認してください。

◇65歳以上で普通徴収(納付書払・口座振替)の人

本人または生計を一にしている人で、実際に保険料を支払った人が控除を受けることができます。2月上旬に税務課から送付される「申告相談のご案内(ハガキ)」などで納付額を確認してください。

なお、書類の紛失等により納付済額の確認が取れない場合は、愛荘町役場福祉課(愛知川庁舎)で「介護保険料納付証明書」を交付しています。窓口に来られた方の本人確認のため、運転免許証や保険証等を必ずお持ちください。

注) 本人と同一世帯ではない方が「介護保険料納付証明書」の交付申請を行う場合、委任状が必要となります。

障がい者控除

要介護認定を受けている高齢者(満65歳以上)が、身体障害者手帳や療育手帳などの交付を受けていない場合でも、認知度および寝たきり度などが一定の要件を満たしている場合は、申請により障がい者控除を受けることができます。申請場所は愛荘町役場福祉課(愛知川庁舎)です。該当された場合、確定申告で使用する「障がい者控除対象者認定書」を交付いたします。

医療費控除(おむつ代)

おおむね6か月以上寝たきりの状態で、治療上おむつの使用が必要であると認められた方は、おむつ代が医療費控除の対象となります。初めておむつ代の医療費控除を受ける方は、医師が発行する「おむつ使用証明書」が必要です。

おむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降の場合、町が発行する「要介護認定にかかる主治医意見書の確認書」で代用することができます。申請場所は愛荘町役場福祉課(愛知川庁舎)です。※主治医意見書でおむつの使用が確認できない場合は、「要介護認定にかかる主治医意見書の確認書」は交付できません。

※介護用品購入費助成事業により、助成を受けている場合は助成額を除いた金額が対象となります。

医療費控除(介護サービス利用料)

介護保険サービス利用料は、医療費控除の対象となる場合があります。対象となる場合、サービス事業者が発行する領収書には「医療費控除対象額」が記載されますので、ご確認ください。

なお、高額介護サービス費・高額医療合算介護サービス費等による払い戻しを受けた場合、これを差し引いた額が控除の対象となります。

医療費控除を受ける方へ

確定申告では、「医療費控除の明細書」が必要です。「医療費控除の明細書」は領収書等から申告者自身で作成してください。

☎ 福祉課(愛知川庁舎) ☎0749-42-7691

税務課(愛知川庁舎) ☎0749-42-7690

